訴状

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事部御中

原告訴訟代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

債務不存在確認請求事件

訴訟物の価額 金１６０万円

ちょう用印紙額 １万３０００円

1. 請求の趣旨
   1. 原告の被告に対する別紙投稿記事目録記載の投稿を原因とする不法行為に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。
   2. 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

1. 請求の原因
   1. 原告の投稿行為

　原告は、令和●年●月●日、インターネットの「●」（以下「本件サイト」）にて、別紙投稿記事目録記載の閲覧用URLで表示されるウェブページにおいて、同目録記載の投稿内容（以下「本件投稿」）を投稿した（甲●：画面）。

* 1. 被告による人格権侵害の主張

　被告は、本件投稿につき、●権侵害を主張し、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求（民709条、710条）の予定があると主張している（甲●）。

* 1. 不法行為は成立しない

　本件投稿については、別紙権利侵害の説明記載のとおり、不法行為は成立しない。

* 1. 結論

　よって、原告は、原告の被告に対する別紙投稿記事目録記載の投稿を原因とする不法行為に基づく損害賠償債務が存在しないことの確認を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類

１ 訴状副本 １通

２ 甲号証写し 各２通

３ 証拠説明書 ２通

４ 訴訟委任状 ●通

（別紙）当事者目録

〒●

原告 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

原告訴訟代理人弁護士 ●

〒●

被告 ●

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | １ |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿内容 |  |
| 投稿日時 |  |

（別紙）権利侵害の説明

１　名誉権侵害の不法行為は成立しない

(1)　同定可能性がない

(2)　社会的評価の低下がない

(3)　違法性阻却事由がある

(4)　真実と信じるにつき相当な理由がある

(5)　小括

　したがって、本件投稿による名誉権侵害の不法行為は成立しない。

２　名誉感情侵害の不法行為は成立しない

(1)　同定可能性も特定可能性もない

(2)　社会通念上許される限度を超えた名誉感情侵害がない

(3)　小括

　したがって、本件投稿による名誉感情侵害の不法行為は成立しない。

上申書

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事部御中

原告訴訟代理人弁護士 ●

１　管轄上申

　本件訴訟は「不法行為に関する訴え」であり、「不法行為があった地」に管轄があるところ（民訴5条9号）、不法行為地には、行為地と結果発生地が含まれる。

　本件訴訟では、行為地は投稿地たる原告の住所地だから、御庁に管轄がある。

２　訴額

　最決平成12年10月13日（判タ1049号216頁）は、「原告らが訴えで主張する利益は、本件処分の取消しによって回復される各原告の有する利益、具体的には水利権、人格権、不動産所有権等の一部を成す利益であり、その価額を具体的に算定することは極めて困難というべきである。」とする。

　被告が主張している権利は、人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権であり、同じくその価額を具体的に算定することは困難だから、訴額は１６０万円とみなされるべきである（費用法4条2項）。

以上